

平成25年3月18日

【事務局】 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。以降、座りまして進めさせていただきます。

本日はマスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたしますと思います。なお、カメラ撮りにつきましては、事前をお願いしておりますとおり、議事に入るまでということになっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

この部会の議事につきましては、従来どおりプレスを除き、一般には非公開とさせていただきます。

それから、議事録につきましては、委員のお名前を伏せた形で、後日国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、ご了承ください。

まず、お手元の配付資料をご確認させていただきたいと思います。クリップを外していただきますと、2枚目に配付資料一覧がございます。資料の1が委員名簿。資料の2が火災実験の関係。それから、資料の3が確認とか適判の実態の関係でございます。それから、資料の4が委員からいただいたご意見でございます。それから、資料の5が今後の検討スケジュールでございます。それから、参考資料として、耐震改修促進法の改正案の概要です。それから、お手元に、今、委員の先生方には参考資料として法案の少し詳しい改正新旧条文等の冊子があるかと思っております。不足がございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ここで、定足数の確認をさせていただきたいと思っております。本日は本分科会、部会の委員・臨時委員、計14名中、12名の方がご出席いただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、本日は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましてはご欠席とのご連絡をいただいております。

ただいまから議事に入りますが、この社会資本整備審議会の委員の改選が、2月の27日付で行われております。現在、その関係もございまして、部会長が選任されていないという状況でございますので、部会長決定まで私のほうで議事を進行させていただきます。

今回の改選によりまして、臨時委員でございました〇〇委員が委員にご就任されておりますので、ご報告申し上げます。

それではまず、議事の1番目でございます、部会長の互選でございます。社会資本整備審議会令第7条第4項の規定によりますと、部会長は委員の互選により選任するということになっておりますが、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。ただいま〇〇委員から、〇〇委員にお願いしてはどうかというご発言をいただきました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。それでは、引き続き〇〇委員に部会長をお願いしたいと存じます。〇〇委員、隣の会長席にお移りいただきたいと思っております。

(〇〇委員、部会長席へ移動)

【部会長】 では、私のほうから。ただいま、部会の皆様方からご推薦をいただきましたので、引き続きまして建築基準制度分科会の部会長を務めさせていただきたいと思っております。拙い議事でございますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、議事次第に沿いまして議事を進めさせていただきます。お配りいただき、お手元にあります資料のうちの議事の1の部会長の選出まで終わりましたので、次に部会長代理の指名ということの議事を進めさせていただきたいと思っております。

社会資本整備審議会令第7条第6項によりますと、部会長があらかじめ指名することとなっておりますので、私のほうから部会長代理を指名させていただきたいと思っております。

それでは、指名ということで、今まで継続してよくご審議していただきました〇〇委員に部会長代理をお願いしたいと思います。いかかでございますでしょうか。これは指名でございますのでご了承ください。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、〇〇先生、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

(〇〇委員、部会長代理席へ移動)

【部会長】 それでは次に、議事の2つ目木造建築基準のあり方等の検討について、事務局より資料説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 では、私のほうから資料2に沿いまして、木造3階建て学校の実大火災実験に関する資料を説明させていただきます。

資料の1ページ、あけていただけますでしょうか。まず、「木造3階建て学校の実大火災実験について」という紙が出てまいります。第1回の際に多少ご説明をさせていただきましたが、3階建ての学校につきましては耐火建築物とすることを現在義務づけてございます。これに対しまして、平成22年の10月施行の木材利用促進法に基づきまして、公共建築物について木造の促進を図ること、また一定の仕様等を満たした場合には木造として建築することが可能、例えば一定の仕様等を満たした準耐火建築物とすることが可能となるように現在求められてございます。

このために、平成23年度より実大火災実験などによりまして、木造3階建て学校の検証を実施してございます。下にございますように、今まで2回の火災実験を行いまして、1度目は平成23年の予備実験。木造の3階建ての学校の試験体の建物を建設して実験いたしました。この際には、主要な構造部、柱ですとかはりですとか床ですとか、こういう主要な構造部に関しましては、1時間の準耐火構造といたしまして、一定の防火性能を持った耐火構造としてございます。ただ、それ以外に窓回りですとか、そういうところにつきまして、何か特別な仕様があるというものではございません。こういう建物に関しまして火災実験をしたところ、着火後6分20秒後に3階まで延焼してしまいました。非常に早期に延焼が起きたという実験結果でございました。

次に、平成24年11月25日でございましたが、この構造体に、さらに火災初期の開口部を通じた上階延焼を防ぐための対策といたしまして、内装を一部不燃化すること。天井とか、そういう内装の一部を不燃化すること。さらに、上階延焼を防止するために、窓の外にバルコニーとかひさしなどを設置すること。このような構造といたしまして、実験をいたしてございます。その実験結果、右のほうに89分後に3階に延焼とございますが、この89分というのは、少し数字が暴れておりますが、一度火をつけまして、その後、火が広がらなかったためにもう一度再着火してございます。再着火するまでに50分ございまして、その合計だと139分。再着火後で89分後に3階に延焼という状況になってございまして、一定の上階への延焼の防止効果がこれらの仕様で見られたというものでございます。これらの結果を踏まえて、基準化へ向けた実験を、平成25年、実験をする予定でございます。

2ページをお願いいたします。この木造3階建て学校の実大火災実験の結果につきまして、少し詳しく説明させていただければと思います。右側が、この2回目の実験の実験経過の概要でございます。経過時間0が着火でございまして、それから50分のところに、

経過時間50というところがございしますが、出火室にたいまつを投げ入れて再着火、これが先ほど申しました50分後の再着火でございします。この50分、再着火後に39分、点火後だと89分になりますが、出火室フラッシュオーバーと89のところに書いてございします。一番右側の写真のところにちょっと赤く出ていると思いますが、出火室がだんだんと煙が発生しまして、温度が高くなって、かなり強い火が89分の際に外に噴出しているという状況でございします。点火後89分にフラッシュオーバーになりました。出火階から2階への延焼は2階の床を通じまして、外側に火は出ておりますが、最終的には延焼は床を通じて中から燃え広がったと。それが129分、再着火後だと79分でございします。129分に起きました。さらに3階への延焼は、その後10分後、非常に早い時間で外部開口を通じて起きているという状況でございします。なお、この出火室の横に、この右側の写真を見ていただきますと、袖壁のようなものが屋根と横のほうに出ていると思います。このような防火壁がございまして、防火壁を通じた延焼というのは見られませんでした。

今のは、1)のところの説明でございしますが、試験体内部の煙に関しましては、出火室で再着火を待たずに当然ながら点火後煙が出ていまして、出火室時点では床まで煙の層が比較的早期に降下してございします。なお、最終的には、階段室内には避難安全上問題となる煙は確認されず、階段室は健全のままでございしました。

3番目、試験体周囲への火災に関する影響でございしますが、試験体周囲への火の粉の飛散は確認できませんでした。

4番目、試験体でございしますが、試験体自体は最終的までは一定の燃えが発生しましたが、倒壊までには至らないという状況でございしました。

5番目、消火後の試験体の様子でございしますが、出火室の天井部、2階床の燃え抜けが広い範囲で発生してございしました。それ以外に、防火被覆として張ってありました石こうボード等が広い範囲で脱落をしていたという状況でございします。

さらに、温度の状況です。次の3ページを見ていただければと思います。3ページ、2回目の実験の際の、1階、2階、3階といった平面図がございします。左側が1階部分の着火点近くの同じ部屋の温度測定結果。それぞれ、2階、3階、その直上階が左側に並んでございします。

まず、左側を見ていただきますと、1階のところ、着火しますと当然、フラッシュオーバーは大分後の89分の時点でございしますが、そこまで至らなくてもだんだんと温度が上がってきて、フラッシュオーバーが発生した90分前後に一気に温度が上がって、1,00

0度ぐらいの非常に高い温度が維持されているというのがおわかりになるかと思います。2階でございますが、開口部からの煙侵入によって上昇して、燃え抜け後にフラッシュオーバーしてございますが、下の階が400度とかそういう状態のフラッシュオーバーになる前の時点ではほとんど温度上昇が、もちろんある程度上がっているんですが、このグラフにはっきり出てくるような温度上昇はなく、97分程度で一定の燃え抜けが、97分後に窓等が割れて煙が入り出して温度がだんだん上がってきますが、129分の延焼時点で一気に上がるという状況でございます。

3階に関しましては、かなり下のほうで、外から見ていますとかなり外に噴出火炎があるんですが、比較的低い温度でかなり長い間、最後まで維持されたと。そして、延焼して、一気に温度が上昇したという状況でございます。

右側でございますが、右側の一番下が階段室でございます。この平面図のうちの一番左側のところに階段室が設けられまして、当然この階段室、防火戸等で区画されてございます。この階段室に関しましては、最後まで比較的低い温度でずっと維持がされているという状況でございます。

また、右側のほうで、教室、昇降口、教室と書いてございますが、右側のところに、普通の教室とこの昇降口、教室というところの間に、少し太い壁のようなものがあると思います。これが先ほど申しました防火壁でございます。この防火壁で区画されておりまして、1階の昇降口付近、横が燃えている間もこういう形で低い温度で維持されているというものでございます。

さらに、一番右上でございますが、1階廊下でございます。1階廊下に関しましては、1階のこの職員室のほう、特にこれは防火区画とかで出火階と区画されているわけではございませんが、かなり高い温度、例えば90分ぐらいの段階でこの職員室のほうは、300度か400度ぐらいになっているときでも、比較的低い温度で維持されている。これが、フラッシュオーバーで燃え出すと、その後はもう一気に高い温度まで行っているという状況でございます。比較的下の1階などはフラッシュオーバー、かなり高い温度に一気になりましたが、この後でもそれぞれのところが段階的には温度が低い状態に維持され、延焼して一気に上がるような形の繰り返しという状況でございます。階段室などは最後まで維持されたという状況でございます。

続きまして、4ページでございます。これらを踏まえて、今後我々としてこれらのデータをさらに整理いたしまして提示させていただきますが、今後議論していただきたいポイ

ントをまとめてございます。4ページでございます。

まず、3階建ての学校を耐火建築物とすることの義務づけについてでございます。現在、法律の27条におきましては、先ほどもありましたように、学校に関しては耐火建築物としてくださいという規定になってございます。

この規定に関しまして、学校については、まず1つ目に安全に避難できるように、通常の避難が完了するまでの間、主要構造部の耐火性がきちんとしている。さらに、要するに建物自体の耐火性というのはしっかりしておりまして、その上で避難ルートがきちんと安全を確保されているということが大事だろうと。2つ目の性能といたしまして、そのような通常の避難の際に万一逃げおくれた方がいच्छゃった場合の救助が行えるように、通常の救助活動が完了するまでは主要構造、要するに建物自体の耐火性、主要構造の耐火性が維持されるとともに、救助ルートの安全性を求めていると。このような2つの性能が、この27条の観点からあるのではないかと考えられます。この観点から、木造3階建ての学校に必要とされる性能を具体的に今後検討いただきたいというものでございます。

2つ目が、延べ面積3,000平米超の木造建築物を耐火構造とすることの義務づけについてでございます。大規模な木造建築物、火災の際の火炎ですとか放射熱が極めて大きいことから、延べ面積の上限を定めて、それ以上は火災規模が大きくなることを求めていると考えられます。したがって、この規模以上に火災規模が大きくなるような措置をきちんと講じられる場合は、3,000平米を緩和できるのではないかと考えております。この観点から、3,000平米を超える木造建築物に必要とされる性能を、具体的に検討をお願いしたいというものでございます。

最後に5ページになります。防火地域内・準防火地域内の制限でございます。都市計画で防火地域・準防火地域というものが定められてございますが、防火地域は、基本的に放任火災、消防等が来ないような大地震後などのイメージだと思いますが、放任火災においても周囲に火災が発生した場合の延焼の遮断、その地域からの市街地火災の発生の防止のために、個々の建築物に火災による延焼を防止する性能を求めています。

また、準防火地域はそれよりも多少外側の地域になりますが、放任火災においても避難が困難となるような大規模な市街地火災の発生をおくらせるために、建築物個々の延焼を抑制または防止する性能を求めています。このような形で、一定の放任火災の状態での延焼の防止、また、延焼の遅延、抑制を求めていると考えられます。

この防火地域・準防火地域内における大規模な木造建築物に関する制限の緩和は、市街

地全体の防災性を低下させることになるので、慎重に検討する必要があるのではないかと考えられるというものでございます。

論点として、大きく3つを挙げさせていただきました。

資料説明、以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

今の事務局よりの説明について、ご質問があれば受け付けたいと思います。よろしくお願いたします。この資料に関しての意見交換は、次の資料とまとめて行いますので、まずは資料内容の質問ということで質問を受け付けたいと思います。質問のある方、何らかの形で伝えていただければと思います。挙手等で結構でございます。

最初に私のほうから、進め方について確認をとりたいと思います。今日は何か決めるというわけではなくて、皆様方から特にこの論点に関して、何らかのお示唆とかご意見があれば、本日の段階で承るということでよろしゅうございますか。何か決めることはないですね。今日は、議論の種をスタートする会でございますので、ぜひ、関連なご意見をいただければと思います。

どなたか。よろしゅうございますか。資料としてご確認いただいたということで。

少し私のほうから、これも確認事項でございます。後の議論の過程で結構だと思うんですけど、この最後の論点に関連して、いろいろなことを性能規定化に当たって具体的な検討ということで進められているのですけれども、私は火災に関してはあまり専門とする分野ではございませんけれども、例えば、対象とすべき物理量というのはどんなものを考えられるのでしょうか。1つは、熱みたいな、放射熱。それから、火炎だとか煙だとかということがあると思うのですけれども、これは今、この委員の中からのご意見でも結構ですけれど、法的には火災に対するリスクを物理量として評価するのは何だと理解がされているかと。現状はまず、何なのでしょう。

【事務局】 まず、4ページのところの27条関係は、基本的には避難、救助の観点ですから、何か火炎の量というよりは、安全なルートを確保できる時間というような形のものではないかなと考えてございます。

【部会長】 その物理的な対象は何なのでしょう。煙が来る時間なのか、ある程度……。

【事務局】 耐火性については、炎によって、いわゆる荷重を支える力が失われないかどうかですね。それから壁とか床については、当然それもあるのですけれども、遮熱性といいたいでしょうか、熱を遮る性能が必要になります。それから当然、避難ルートについては、

煙も熱も、それから火災といいたいでしょうか、炎からも守られると。避難ルートとか、そういう部分はですね。そういったようなことで、ちょっと詳しく説明すると非常に長くなるのですが、全てが関係するということになるかと思えます。

【部会長】 どうもありがとうございました。後でまた、議論の種に再提案したいと思います。

ほかに何か、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、議論のほうに時間を割きたいと思えますので、資料説明としては、次に移りまして議事の3つ目、効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方についての検討について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 では、引き続きまして、この資料3について説明させていただきます。建築確認・構造計算適合性判定制度の各種実態でございます。

参考資料を32ページについてございますが、一応、確認のために建築確認及び構造計算適合性判定の概要が一番最後の紙に書いてございます。建築確認に際して、高度な構造計算について安全性を確認する建築物に関しましては、建築主事または指定確認検査機関が、都道府県知事または指定構造計算適合性判定機関という別の機関に、構造計算適合性判定を求めなければならないという現在のシステムになっております。これに関しましての効率について、各種実態についての調査を説明させていただきます。

では、最初に戻っていただきまして、まず、1ページをお願いいたします。構成といたしまして、建築確認審査に係る委員の皆様からの主な意見、それに対して、今回調査したものであるような構成になってございます。1つ目が、委員の皆様から意見ということで、総確認審査日数が50日程度になっていることが妥当なのかどうか検証すべきではないかと。また、構造関係の審査につきまして、建築主事による審査体制が不十分になっているのではないだろうかというご指摘、ご意見がございました。それにつきまして、確認審査日数、建築確認の実績、確認審査体制の実態についての資料を用意してございます。

2番目が、構造計算適合性判定制度の実態といたしまして、委員の皆様から、適合性判定機関を複数指定する必要があるのではないだろうか。各都道府県が複数指定する必要があるのではないだろうか。また、その機関の審査についても一定規模以内という制限がされている。このような制限があることが効率性のために問題になるのではないだろうかということ。指定構造計算適合性判定機関の選択に制限を設けない、また、事前相談を相談すべきではないかという、各委員からのご意見がございました。これにつきまして、

この判定機関の実態についての資料を用意してございます。

次が、この適判に、委員からのご意見としまして、常勤の判定員の配備を義務づけるべきではないか。判定員の実態につきまして、資料を24ページから用意してございます。

続きまして、3ページになりますが、3といたしまして、この一定の指定基準を満たす、今、確認機関のものを適合性判定機関が見ていると申しましたが、これにつきまして、判定機関の指定基準を満たすような確認検査機関、要するに両方の能力があるようなところであれば、今は同じ物件をそれぞれ別の機関が見なければならぬとされてございますが、これを両方の審査を行えるようすべきではないかというご意見。また、この指定についても、現在、都道府県知事が指定するとなっておりますが、全国的な機関ということも存在しますので、このようなものについて、国土交通大臣が指定を行うことも可能にすべきではないかというご意見。これにつきまして、この確認と適判双方を行う機関の実態についての資料を用意させていただいてございます。

一番最後の、3ページの最後でございまして、この確認機関と適判機関の役割分担の適正化をすべきではないかというご意見がございまして、それについて、業務分担の実態についての資料を用意してございます。

まず、1つ目から整理させていただきます。建築確認審査の実態でございまして。

5ページをお願いいたします。構造計算の適判を要する物件に関しまして、総確認検査日数、約50日程度で推移してございます。このうち、この確認の時間をそれぞれ申請者側が作業している時間、審査側が審査している時間、要するに審査側が審査して何か課題がありましたら返して、それを申請者が作業している時間。これが申請者の作業日数でございまして、受け取って審査側が審査しているのは審査側の期間でございまして。これにつきまして、申請者側のこの期間というのは、確認機関のやっているものも、特定行政庁がやっているものも、どちらも大体30日ぐらいで推移してございます。一方、建築主事のほうの審査側は大体、下の絵だと赤の折れ線になりますが、30日ぐらい。指定確認検査機関が審査しているものは青でございまして、約20日ぐらいということで、指定確認検査機関のほう短い状況で定常的に推移しているという状況でございまして。

続きまして6ページでございまして。確認審査に本当に受け付けるまでの間に事前相談という手続をとっているのでもございますが、この事前相談の有無でどういうふうに出るかというものが、6ページのこの絵でございまして。まず、事前相談の日数でございまして、これは、事前相談の日数、下の棒グラフの水色と青のところになると思っておりますが、大

体25日前後で定常的にこれは推移してございます。では、この事前相談を行った物件について、どのくらい実際の審査は短くなっているかということは、事前相談を行っていない物件に比べると約25日くらい短くなっているという結果が出てございます。下の絵でいいますと、水色の折れ線と黒の折れ線がございまして、黒の折れ線が事前相談をしていない場合の確認期間、水色の折れ線が事前相談をしている場合の確認検査期間でございまして、その差が大体25日ぐらいになってございます。

続きまして、7ページをお願いします。今度は、建築主事と指定確認検査機関別にそれを整理してみました。これは先ほどにもありましたが、大体10日から20日ぐらい指定確認検査機関のほうが確認時間が短くなっているという結果でございまして。

続きまして、8ページですが、今度はそれを規模別に分類してございまして。規模別に分類いたしますと、ある意味では当然ですが、建築物の規模が大きくなるほど確認審査日数は長くなってございまして。さらに、この規模が大きくなるほどこの確認機関と特定行政庁と差が目立ってくるというものでございまして。これが8ページでございまして。

続きまして、9ページをお願いいたします。今度は、構造計算のルート別の件数でございまして。ご案内のとおり、一定のルート1で許容応力度計算。ルート2で許容応力度等計算ということで、剛性とか偏心率が少ないもの。さらにルート3ということで、保有水平耐力という、今メインの計算ルートがありますが、構造計算を行った6,173件につきまして、このルート別の件数を見ますと、ルート2が全体の7%、ルート3が約9割ということで、ルート3がかなりの分量を占めているという状況でございまして。この構造計算ルート別の平均を見ましても、いずれの計算法の場合も、特定行政庁のほうが指定確認検査機関よりも審査日数が長くなっているという状況でございまして。

続きまして、10ページをお願いいたします。この総確認審査の日数が、長期、短期はどのような状況だろうかという事例でございまして。構造計算のこの審査日数、平均的には50日程度に定常化していますが、個別案件別に見るとかなり幅がございまして。

例えば、設計図書の精度が低い、申請者側の事情がございまして精度が低いですとか、もしくは審査側の指摘が多くわかりにくい、このようなことで審査期間が長期化しているケースがございまして。また、設計図書の精度が逆にしっかりしていて、審査側と十分な事前相談を行っているという形で審査期間が短くなっているケースがございまして。

例えば、下の事例がございまして、共同住宅の新築で総審査日数が130日かかっているというのがございまして、これは、申請者への指摘とか訂正箇所が多かった、そもそも

必要なただし書きの許可がなされていなかったことによって延びた事例でございます。倉庫の新築で83日という例がございますが、これは、審査側からの質疑が多くて指示内容がわかりにくかったという指摘がなされてございます。

逆に短期間で終わった事例といたしましては、共同住宅の新築、32日で終わっているものがございますが、これは、申請者側との間で事前に調整がされていたというものです。また、倉庫の増築で26日で終わったものがございますが、これも事前協議がきちんとしていて、回答も非常に早かったというものでございました。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページから、この特定行政庁の状況でございます。特定行政庁における建築確認の実績でございます。まず、特定行政庁における確認済証の交付件数、年間平均284件でございます。特定行政庁の種類別に見ますと、確認済証の交付件数、先ほど平均284件ございましたが、これ、300前後で見えますと、300以上ある都道府県は全体では75%、人口25万人以上の比較的大きい市ですと30%、人口25万人未満の市だと15%しか300件のものを処理していないという状況でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。では、この建築確認の実績、建築物の規模別、特定行政庁の種類別に見てみますと、左側の絵が1号から3号建築物のもの、右側は4号建築物とって小規模な木造建築物、4号建築物になりますが、件数でございます。

まず、1号から3号建築物の年間の平均の確認済証交付件数、10件もないという特定行政庁は全体で16%でございます。特に、人口25万人未満の市、下の絵で見ますと法4条2項市と書いているところでございますが、ここでは約25%が10件もないという状況でございます。

一方、また、4号の小規模な木造住宅で見ましても10件に満たない、こういうものであっても10件もやっていない特定行政庁は全体の8%になっていまして、25万人未満の市でも10%と、このような4号でさえもこれしかやっていないというところもあるという状況でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。職員の推移と資格の取得状況でございます。まず、特定行政庁の数、これは平成15年度に408行政庁が、約10年後、平成24年度は448ということで、約1割、特定行政庁の数自体は増加してございます。ただ、その中身としまして、出先機関がこの同じ期間に約3割ぐらい減少しているという状況になります。また、職員数も減少傾向にございまして、当時4,907人が4,352人の、

約1割減少してございます。

一方、この職員のうちの資格の取得状況でございますが、この職員のうち1級建築士は約54%ということで、この4,000人のうち半分以上が1級建築士を持っていますという状況でございますが、構造1級となりますと70人、約1.6%。さらに設備1級となると11人、約0.3%という状況になってございます。

続きまして、14ページ、年齢構成でございますが、大体年齢構成は、30代、40代、50代の職員が約2割から3割ぐらいとなつてございますが、20代の職員が少し低いという状況でございます。小規模の建物のみを扱っている限定の特定行政庁は、20代の職員の比率はほかよりもより一段低いという状況になってございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。構造・設備担当者の配置状況でございます。構造・設備をどのような人がやっているかというものでございますが、特定行政庁の構造の専門の担当者というのは279人、設備の専門というのは173人になっています。ほとんどの構造担当者はほかのもの、設備もそれぞれ別の審査業務、別の業務を兼務してございます。では具体的にどんなものを兼務しているのかといいますと、一番下にございますのが構造の専門の担当者は54%、建築物の耐震改修の促進に関する法律を兼務してございますし、設備の方は省エネ法を兼務しているという状況になってございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。この公共団体におきまして、どのような形でその人材確保、体制強化をしているのかというものでございますが、一番はまず、特定行政庁の職員の審査能力の向上に向けた取り組みといたしましては、講習会の参加、約8割の機関がこういう外部講習会の参加を職員に対して課しているというものでございます。また、約4割の特定行政庁が民間技術者の中途採用とか一時雇用などによって人材の確保をしてございます。また、都道府県自身も、都道府県が管内の市区町村などの特定行政庁の職員を対象とした講習・研修会等を開催し、多くの方が参加されているというものでございます。

ここまでの、この構造適判と確認の関係でございます。

次が、2. 構造計算適合性判定制度の実態、適判制度の実態についてのご説明をさせていただきます。

18ページです。まず、適判の指定は都道府県が行います。この結果、都道府県によって指定の実態というのはいろいろ差がございます。まず、指定構造計算適合性判定機関の指定の数が5機関以下となっている都道府県は32、全体の約3分の2でございます。下の

上の表ですと、少し太字になっているところ、1機関のみが2、2機関が13、3から5機関が17ということで、5機関以下で全体の3分の2を占めているという状況でございます。

また、都道府県において構造計算適合性判定を行っている都道府県は9、全体の2割ございまして、都道府県だけがこの判定をしているというのは1カ所、この絵にありますように大分県が1カ所という状況でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。この判定機関別の判定件数の推移でございますが、これ、例えば平成23年度で絵を描いてございます。平成23年度、17,338件全体であるうち、都道府県が984、判定機関が16,354件やっております。この19ページの絵の23年度の一番下の23年度のところで合計17,338件とありますが、その後ろの括弧書きが都道府県が平均で89件、機関が1機関当たり334件と、このくらいの規模でそれぞれやっているというものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。各都道府県において、この計算適合性判定機関になりたいといった指定申請が来たとき受理をしているのかどうかというアンケートがございます。これについては、現在の指定判定機関で足りています。もしくは、指定権者として指導監督が行き届く範囲で指定したいということで、この判定機関の指定申請がなされても受理をしないとしている都道府県が13、全体の3割でございます。

続きまして、21ページでございます。今度は、この判定機関の業務体制、事前相談等の状況でございます。まず、この都道府県、業務区域は1つの都道府県というケースもございまして、複数の都道府県とする場合もございまして、業務区域、ここにはございますように、1つの区域だけで、都道府県のみで仕事をしているという適判機関が42、全体の7割でございます。また一方、20以上といったほぼ全国的にやっている機関も4機関ございます。

また、本店以外に支店がある指定構造適判機関は23ということで、全体の4割でございます。また、この機関の中身でございますが、事前相談制度を制度化しているような都道府県、判定機関は、全体の4分の3はこういう形で事前相談を制度化してございます。なお、この絵の下にございますように、制度化していない理由としては、非常勤の判定員が多くて審査体制が未整備であるというような理由が挙げられてございます。

また、この法律におきましては、一定の場合、専門的な識見を有する者の意見を聞くものとするという規定がございます。これについて、このような規定を設けているのが54、

全体の9割。実際に意見聴取を実施したことがあるという機関が21、全体の4割という状況でございました。

続きまして、22ページをお願いいたします。先ほど、複数指定されている機関が都道府県はたくさんございましたが、このようなところにつきまして、この適合性判定をどこに機関に依頼するのかと、特行等なり確認機関が決めるわけでございますが、これは決定方法でございます。まず1つは、申請者の希望どおりに決定していますというところが、特定行政庁だと全体の1割、36。指定確認検査機関だと44、約5割でございます。では、申請者の希望どおりではなくて一定のルールに基づいて決定していますというところが残りの大多数なわけでございますが、そのルールがどのような感じのルールでやっているのかというものが下の囲みでございますが、1つはまず輪番制で、順番でやっています。2つ目が、ほぼ均等な依頼数となるように調整して決定していますというもの。あとは、自動的に決定されるというものでございました。

続きまして、23ページでございます。この申請者の方に、指定構造計算判定機関の事前周知、どこでやりますという事前周知をしていますかというものでございます。これにつきましては、確認の事前相談において申請者に知らせている特定行政庁は263、全体の9割。また、検査機関でも約9割強ということで、ほとんどのところがここで判定をやっていただくこととなりますというのを事前にお知らせしている状況でございました。

一方、知らせていないというところもございますが、この理由を聞きますと、事前相談後必ずしも申請が提出されるとは限らないということ。また、この適判機関の業務状況を勘案してそれぞれのときに決めるので、最初には決められない。また、輪番制なんで順番が変わるというところから、事前には決められないと言っているところがございました。

続きまして、24ページでございますが、この判定員の推移及び判定員の確保状況でございますが、常勤、非常勤という方がいます。常勤の方は130人、判定員全体の7%。非常勤は1,830人ということで、残り93%が非常勤の判定員でございまして、いずれも近年は多少の減少傾向にございます。

判定員の確保は十分ですかと聞きましたところ、十分確保していますというのが約3割。おおむね確保していますというのは5割強の状況でございました。不十分であると回答しているところも2割弱ございました。

続きまして、25ページでございます。この常勤と非常勤の別の判定の実績でございます。常勤の方は、1人当たりの年間判定件数98件でございまして、下の左側のグラフに

ありますように、約7割の方は50件以上やっているという状況でございます。

一方、非常勤の方は、年間判定件数が約19件でございまして、50件以上と言っている方が1割ぐらいですが、5割ぐらいのところは10件未満となっていますという状況でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。この適判員の年齢構成でございますが、判定員のうち60歳以上の判定員が全体の約4割、特に常勤判定員に限りますと、約6割がこの60歳以上という状況でございます。

一方、判定補助員という方がいらっしゃいますが、判定補助員の方は30代、3割、40代、67ということで、比較的若い年齢構成になってございます。

ここまでは機関の中身でございますが、次に3番でございますが、今度は、建築確認と構造計算適合性判定の役割分担の実態についてでございます。

どのような形で確認と適判機関の役割分担がされているかというものでございますが、28ページでございます。機関といたしましては、確認だけをやっていますというところと、確認と適判と両方やっていますというところと、適判だけをやっていますと、その3パターンございます。指定適判機関のうち、適判機関でかつ確認機関も両方やっていますというところは42、全50機関の約8割がこういう状況でございます。こういう機関が行っている確認件数を見ていきますと、下の絵にありますようにピンクの囲みは、全指定確認検査126機関で、確認がそこで45万件ほどございますが、このうち指定機関と適判機関、両方やっていますという42機関が、確認では約4割がここで確認をやってございます。一方、適判で見ますと、適判機関50機関あるうちの42機関が確認と適判を両方やってございまして、その件数でいきますと適判件数の約8割が、この確認も適判も両方やっていますという機関でやっております、残り2割を、適判専門の機関がやっているという状況でございます。

続きまして、29ページでございますが、この確認と適判、両方やっているという42機関がございましたが、ここで、業務の分離というのがどんな状況でされているのかというものでございます。まず、全く分離をしていませんと、独立した部門としての経営はとても困難なんで担当部署とか担当者が両部門の業務を兼務していますというところが3件、7.1%ございました。それ以外の93%は何らかの形で分離をしていると。例えば、両部門を物理的に仕切っているとか、社内規定等をやっているとかいうようなもので、何らかの形で分離しているというものでございました。ただ、この分離が実態上どうなっている

のかという形でさらに39件の中身を見ますと、実態上もきちんと分離をされていますと
いうところと、両部門の担当者間でいろいろ相談しながらやっているということで、実態
上の分離というのは必ずしも十分じゃないという機関が15、約4割ございました。

30ページでございますが、この構造計算適判の第三者性と独立性の確保方策の実施状
況でございますが、この確認と適判、今は要するに確認した機関は同じ物件の適判はほか
に頼むという形で一定の分離というのを求めてございますが、このような確認と適判、両
方やれるところで第三者性とか独立性を何らかの確保をする方策をとってございます。こ
の42機関におきましては、この第三者性を確保するために監視委員会を設置したり、構
造計算適判を要する物件を確認の対象にしませんよと、規模で切っていますというような
形で独立性を確保するための措置をとってございます。

また、この判定機関に関しましては、年1回以上、右側の表にございますように、1.
4回から1.8回ぐらい、1回から2回ぐらい、指定権者が立入検査をきちんとしていると
いう状況でございます。また、この部門の独立性に関して、内部監査とか検査をみずから
やっているという機関もございます。

最後になりますが、31ページでございます。この確認機関と適判機関の業務分担の実
態でございます。業務分担といたしましては、本来、確認機関のほうが仕様規定のチェッ
クをしましょうと。さらに、意匠設計図と構造設計図において整合性があるか、きちんと
とれているのかどうかという審査を確認機関はしましょうと。これに対して適判機関は、
構造設計図における異常とか不自然な箇所がないか、また、特殊な建築形状への対応とか
データ入力方法の妥当性の審査などを行うというような形の役割分担に一応なっております。

ただ、下の囲みでございますが、実態上の業務分担につきまして、適判機関からどのよ
うな指摘がされているかというもので、この緑のところでございますが、それぞれの、要
するに整合性をしていることのチェックを行うと。これは確認側で行うべきところなんで
すが、確認において審査すべき項目についてきちんと審査が行われていないことが多い。
逆に、ここの部分については適判において審査することになっていない項目についても、
実際、適判機関で審査を行っていることが多いという声が聞かれてございます。

資料については、以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。ただいまの、確認と適合判定制度につい
てという資料3の、事務局からの紹介でございます。

先ほどと同じようにこれもまず、これについてのご質問を受け付けたいと思います。これに関する意見交換は、その後にもまとめて行いたいと思いますので。何かご質問等はございますでしょうか。非常に込み入った内容になっているので、1回聞いただけじゃよくわからないというところはあるかもしれませんが、いかがでございましょうか。

事務局からのご説明の内容として、まず、確認と適判の違いとか、いわゆる確認が、どんな確認が行われているかという実態調査。それから適合性判定機関がどんな実態で行われているかというアンケートというか、調査結果。それと、確認機関と適合性判定機関が両方やっているところもあるので、その実態という、大きく言うと3部門かなと。全体の中に確認機関は何をすべきか、適合判定機関は何をすべきかという紹介があったというものでございます。

何か、ご質問ございますか。よろしゅうございますか。ご理解いただけたということで。じゃあ、〇〇委員。

【〇〇委員】 質問というより、申請者側の満足度とか、意見はないんですか。供給側だけの意見を聞いているんですが、実際には、申請者側のさまざまな不満とかあるいは満足とか、そういうことが重要だと思うんですが、その辺はまだ調査されていないのですか？

【部会長】 いかがですか。今回の調査は少なくとも機関側の分析ということですけども、今、〇〇委員からあった、出しているほうが一体、私はこうって、いわゆる都道府県に確認出したんだけど不満があったとか、そういうものはどうかという質問ですね。

【事務局】 これまでも勉強会等で出されたご意見、いろいろございます。また改めて次回、整理をして出したいと思いますが、必要であればまた追加で調査をすることは可能かと、ヒアリング等を通じて可能かと思えます。

【部会長】 ほかに何か、資料についてのご質問と、もしくは確認しておきたいということ。よろしゅうございますか。では、〇〇委員。

【〇〇委員】 1点だけ。28ページの、兼ねている機関の数ですけども、括弧内に数値があって、その括弧内の数値は指定を受けている都道府県数とあるんですが、この指定というのは、あるところがどの県で仕事ができるかということだと思うんですが、これはその確認と適判の、つまり、確認はこれだけの県でやって、適判はこれだけしかしないとか、そういう違いはないということなんではないでしょうか。細かいことですけど。

【部会長】 待ってください。質問の趣旨がちょっと私は理解しかねたのですけれども、確認機関と判定機関を両方、確認業務と判定業務を両方やっている機関のまずは分析であ

るということ。それから、〇〇委員から今、質問にあったものと絡むのは、少なくとも確認業務が、ある県だけに限っているわけではなくて、県をまたいでいるものもあるし、適判もまたいでいるものもあるから、各県別とかと言われると、若干、分析は難しいかなという気がするのですけれど、では……。

【〇〇委員】 いや、質問はすごく単純で、具体的に言ってしまえば、日本建築センターが37と書いてあるのは、37の県で指定を受けているということだと思えるのですけれども、それは確認と適判両方同じなのか、違うことはないのかということですか。

【事務局】 必ずしも一致はしません。これはあくまでも適判をどこだけ指定を受けているかということですので、必ずしもエリアがダブっているとは限りませんので、次回、確認をどこでやっているかというようなことも……。

【〇〇委員】 いや、そんな細かいところまでは要らないと思うのですけれども。

【事務局】 必ずしも一致はしないということですか。

【〇〇委員】 資料としては括弧内の数値というのは、適判のほうの数値ですか？

【事務局】 そうでございます。

【〇〇委員】 そこを確認したかっということですか。どうもありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。今の〇〇委員からのご質問と事務局からの回答を見ると、この28ページのピンクで囲われた枠内に、両方やっている確認機関が赤字で書かれている42機関あるんだけど、その42並んだうちの括弧の中が37とか、横に行くと5だとか、右に行くと1だとかとあるのは、これは都道府県の数だということですか。適判を行っている都道府県の数だと。ご理解いただいたと。

ほかに何か、ご質問等ございますか。では、どうぞ。

【〇〇委員】 24ページですが、判定員の方の常勤と非常勤の比率が非常に数字に開きがあるのですが、少し非常勤が人数としては多過ぎるのではないかと。将来的にいくと、先ほどの26ページの表もそうですが、やはり高齢化はしているということがかなり見てとれるのですけれども。今後、このようなことで行くと、判定員の定数が減少傾向にいくという可能性はないのかなと少し危惧があるのですが、それはどうでしょうか。

【事務局】 常勤か非常勤かというのは、それぞれの機関の、判定の数の、例えば月別のばらつきとかを考慮して決められているのだと思います。なかなかこれはどれが正しいというのは非常に言いづらいのですが、ご指摘のとおり高齢化が進んできて、これから判定員になる方が減るのではないかとご指摘はいろいろなところで私どももいただいて

おりますので、それについては、今後判定員をどのようなふうにするかということについては、別途委員会を設けて検討をさせていただいていますので、またその辺も含めてこの場でもご提言いただければありがたいなと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかによろしければ、意見交換に入りたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。意見交換の場で、進み方によってはその場においてこの点がよくわからないという質疑も出るかもしれません。

それでは、資料2と3、まとめてなんですけれども、まず、両方といっても意見が錯綜、混乱するので、とりあえずは資料2をまず先に、こちらを中心にご意見をいただきたいと思っておりますけれども、何かこれについてのご意見等ございますでしょうか。

では、〇〇委員。ご発言の前に、所属とお名前をお願いします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。23年と24年に実験されておりますが、その試験体の中身、教室なら教室は全て本物の教室のように、机と椅子と何と何というのは全部、全く実態に合わせた形で、しつらえがあった上で実験されたのか、それともがらだけなのかというぐあいについて少し確認事項を含めて質問させていただきます。

【事務局】 どちらも、建築基準法によって規定しております可燃物量がございましたので、その可燃物量に相当している木材を積み上げて実験をしてございます。

【〇〇委員】 つまり、燃えぐさという意味では同等を確保したと。重さはいかがですか。最後は自重が効いてきますので。

【事務局】 済みません、わかりません。

【〇〇委員】 ほぼ等価だと思いますが。【部会長】 では、実験を担当されたと。

【〇〇委員】 実験の事業主体の代表者でございます、〇〇です。

可燃物といいますか、家具等については、最初の実験では、今お話しされましたように木材で、重量についてはこの前学校の可燃物調査をやっておりますので、それに合わせてやっております。2回目の実験のときには、廃校になった学校から机とか椅子とかが確保できましたので、それを使った上、可燃物は机、椅子だけじゃありませんので、それぞれのいろいろなものがございまして、それに相当するものはやはり木材でということでございます。

【部会長】 よろしゅうございますか。多分、積載荷重というのか、人的な積載荷重とはないにしろ、かなり実建物を模したと。

【〇〇委員】 実建物を少し危険側とさせていただいてよろしいと思います。

【〇〇委員】 人の重量については、もちろんこの実験だと、燃えているさなかでずっといるわけじゃなくて皆さんも。

【部会長】 中にはいないですよ。

【〇〇委員】 当然、避難しているという条件を考えているのです。

【〇〇委員】 人間はいないですね。

【部会長】 では、〇〇委員。

【〇〇部会長代理】 私もこの延焼実験、興味あるんですけども、1つ、小学校なんかでも父兄参観に行くと、お習字とか図工の絵だとかスローガンだとかいっぱい紙が張ってありますよね。壁じゅう、窓以外はほとんど張ってあるような感じですが、そういう意味でも燃えぐさというのは大体同じようになっているのかというのが1つですが、もう一つ、風というのはかなりいろいろと影響するように思うんですけど、特に2つ目のやつが重要で、これによっていろいろな今後、決定をすると思うんですけど、風が、この煙の立ち方を見るとあんまりなかったように見えるんですけど、これ、例えば強風だとやっぱりかなりその時間というのは変わるものなんでしょうか。ちょっとそのあたり、教えていただければと思います。

【〇〇委員】 事業者というか、実行委員長としての立場でどうしても考えるわけです。

最初の可燃物の件ですが、可燃物量については先ほどおっしゃっていた、壁に何か張ってあるとかいうことも含めたものを測定をしておりますので、紙を張ったわけではないんですが、可燃物量としてはそれは反映はされております。あとは、壁に張ってあるところとなりますと、例えば内装で見ますと、最初の実験では壁、天井とも全部木の内装です。2回目の実験のときは不燃ですが、ただ、柱とかはりは木材が露出しているということでありまして、内装は不燃ですけども、木材が露出する面積だけを見ますと、天井全体がほぼ木材で覆われているのとほぼ同じ面積が木材で覆われております。

気象条件につきましては、2回目の実験のときはほとんど無風でございます。それは1つは周辺に対する安全ということを考えまして、無風のときを狙って実験をしたということでもあります。気象条件が火災の際にどのように影響するかということについては、例えば最初の実験では非常に早く上階延焼をしておりますが、これについてはそれほど気象条件が即響するかというと、そうでもないのではないかと考えています。それは、風が強い場合には炎が吹き倒されてきますので、上階延焼は炎が上のほうの階に行ってそれで起こ

るとしますと、吹き倒されてしまいますので上階延焼は起こりにくい。ただ、周辺に対する延焼規模は逆に増えるという感じになってまいります。

【部会長】 ありがとうございます。ほかに。

ちょっと私から、実験の〇〇委員に対するご質問がある。3ページに高山で、岐阜でやられた今年度の火災実験の図があるんですが、これは、壁材は不燃材料で、結果的に燃えなかったのですね。上階延焼するのは、バルコニーから火炎が2階に入ったと。

【〇〇委員】 出火は1階でございます。それで、1階から2階への延焼は、3ページの、ここに平面が1階、2階、3階がございますけれども、2階をごらんになっていただきますと、ちょっとグレーで覆ったところに「床より延焼」と書いてありますけれども、1階の天井が燃え抜けて2階に燃え広がったと考えられます。それから、2階から3階については、噴出火炎から延焼したと考えられます。

【部会長】 最初のほうの壁は燃えないのですね。不燃材料だから。

【〇〇委員】 ええ。石こうボードです。

【部会長】 結果的にこの右側のほうにある防火区画を必ずしも設けなくとも、左側の階段室のような構造でも、階段室には火は入っていないと。

【〇〇委員】 これは、表面が燃えるか燃えないかということだけでありまして、準耐火構造でやったら間違いがありませんので、内装を木造にした場合もですね。それで、2回目の実験のときには、階段室に火が入っていないということでもあります。ですので、内装を木材にしたらどうかというのは、部屋の中の延焼性状には影響するのですが、そこから隣の部屋に燃え移るかどうかというのは壁全体の性能になってきます。

【部会長】 それでは、2回目の実験で、階段室には火が入っていないわけですね。

【〇〇委員】 入っておりません。

【部会長】 それの何か理由は。

【〇〇委員】 要するに準耐火構造……。

【部会長】 壁が準耐火構造であれば。

【〇〇委員】 いうことで、それは健全に機能している。実験そのものは、火盛期が1時間続かない間に安全管理上の理由から消火をしておりますので、1時間以内にやっているので、ですから1時間の準耐火性能が検証できたかといえどもまたちょっと別の議論があるかと思いますが、少なくとも50分程度の間は、階段室には火が入っていないという性能が担保ができたということでございます。

【〇〇委員】 よろしいでしょうか。

【部会長】 では、先に、レディーファーストで。

【〇〇委員】 内装制限のことで、準耐火構造の壁の関係というのは明解にしておかないと混乱するのではと思います。今のお話ですと、内装制限の表面的な壁というよりは、準耐火構造が効いていて延焼はそれで防げたということですか。今回、ひさしや腰壁を出していますよね。1回目の火災実験では結構窓から上に上がったと思いますが、今回効果があったと判断されていらっしゃるのでしょうか。

【〇〇委員】 1回目の実験の噴出火炎による上階延焼については、2回目と比較しますと、2回目はバルコニーがあったりということがありますが、もう一つは内装は可燃でありましたので、可燃物の表面積が増えるわけですね。それがある程度影響したと考えております。内装の不燃化をしたほうが、要するに燃えるガスが出る出方というのが可燃物量よりは可燃物の表面積で効いてきますので、それが影響したと見ております。その上で2回目の実験では、バルコニーとひさしを設けてありますので、これが炎を遠ざけて、その上の階で炎を開口部から遠ざけて延焼をおくらせるか、とめたという効果があったのだらうと判断をしております。

【部会長】 では、〇〇委員。

【〇〇委員】 よろしいでしょうか。〇〇です。4ページに2段書いてあって、両方も必要とされる性能を具体的に検討と書いてありますが、これは建前といいますか、法律のあり方の検討としてこの表現で正しいのだと思うんですが、つまり仕様検討と書いてないわけですけども、2月の実験から11月の実験に対して、燃えにくく改良したという検討は、やはり仕様をこうしたら燃えにくくなるだらうと検討されたと思うんですね。仕様を具体的に検討というのは極めてやりやすいのだけれども、性能を具体的に検討することの見込みがあるのか、それをどういう表現の形にできる勝算があるのか、それをここで議論するのかもしれないけれども、少し、この2つの実験のプロセスで改良したときに、性能的な検討でこうやったという部分があるのかとか、それはやはり仕様を向上したのではないのと言えるのかどうか、そのあたりの感触を、極めて難しい質問かもしれませんが、お聞かせいただければと思います。

【部会長】 これは事務局に対する質問だと思いますので。

【事務局】 基本的に今回のこの木造3階建ての学校の議論は将来的な性能規定化をにらんで、まず1つ目として検討をというような形で1回目の際にお願いしたと思います。

どこまで具体化できるかというのは、最終、これからの詰め次第というところがござい
ますが、基本的にはもともとこの木造3階建ての学校についてどのような性能がこの27条
について必要とされていたのかというのをできるだけ具体的な形にした上で、じゃあそれ
を確保するためにはこういう仕様だよねというような形で基準化をしていくというストー
リーに、何とか頑張っけてやっていきたいと考えてございます。

【〇〇委員】 ちよっとそれでは。

【部会長】 どうですか。

【〇〇委員】 今のお答えだと、やはり多少、仕様規定的なところで補完することはせ
ざるを得ないだろうなという。逆に言うと、僕は現実的にいったらそこも検討したほうが
いいと思うのですが、ここの書きぶりだと全部性能でいくのだという書きぶりなわけです
けれども、性能のところまでをここで審議して、それを仕様にどう読みかえるところは、
別のところで議論をするのか、それともやはりここで検討の範囲になるのかということだ
けは検討しておいたほうがいいかなと思うのですが。

【事務局】 少し整理を、こちらでもさせていただきたいと思いますが、多分、仕様の
少なくとも細かい話をここで議論していただくというのは、我々は想定していません。あ
る程度性能を確認いただいて、あとは技術的にこの仕様だったらそうだよねというのは、
別途の場なりで検討していきたいと考えてございます。

【〇〇委員】 一言だけちよっと、実験の事業をやっている者として一言だけ申し上げ
ますと、この事業をやっているのは実大実験だけではございません。部材の実験とか部屋
の実験もやっておりますので。ですからそこではそういう検討も行っております。どこま
で性能として明確にできるかというのは、まだ議論はあると思いますけれども。

【部会長】 ありがとうございます。では、〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇です。今の〇〇委員の意見に近いのですが、まずこの2つの実験で
どのような予測をされて、結果がどうだったか。1つ目の実験と2つ目の実験の整合性と
いいですか、このように1つ目は思ったけれども2つ目は随分食い違ったぞとか、何かそ
のような具体的な、何ていうか、予測が正しい、あるいはこういうふうになればこうなる
んだという結果が出たということと、1回目と2回目で予想外の結果になったと。何かそ
ういうことがもう少し具体的にここに書かれるとわかりやすいですけど、その辺はわか
りませんか。

【事務局】 もう少し、その辺につきましては、次回の間までに整理してやっていき

と思います。少なくとも、今回3ページありましたように、この階段室ですとか、要するに救助ルートなどについて、かなり外から見るととんでもない火が出ている気がしましたけれども、実際に温度をはかってみると救助ルートなどはかなり健全性が最後まで確保できているような結果が得られておりますので、これを踏まえてさらにきちんと整理してお示ししたいと思います。

【部会長】 では、〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇です。済みません、この構造の樹種と寸面とといいますか、柱の寸面等と、はりの寸面、もし教えていただければと思いました。

【部会長】 これは〇〇委員から。

【〇〇委員】 杉、カラマツ等を使っておりますというぐらいしか言えないんですけども、ご関心がおありでしたら、後で資料を提供できます。

【〇〇委員】 わかりました。

【部会長】 ちょっと私のほうから問題提起ということで。やはり4ページ、5ページのところで、やるべきこととして、木造3階建て学校校舎に必要とされる性能と。大きく言えば、各委員の方々イメージはあるかもしれませんが、火災終了後に倒壊していないとか、いや倒壊は構わないんだとか、それから、中の児童を避難させるという大きな目標があって、その下にもうちょっと、それを実現するためにはどういう物理的な事象に対してどういう制限が必要だというのが出ると思うのですね。多分、委員の中には中の利用者である児童を安全に時間内に逃せば、その後校舎は倒壊しても構わないというご判断をされる方もいるし、やはり学校施設として残そうと。それからもっと言えば、学校施設として再利用できるだけの燃え代にしようというご提案もあるかもしれませんが。ちょっと私、イメージがわかないのはそういう段階的なプロセスで一体何を目標にしようかというのが、先ほど事務局から耐火性といろいろありましたけれども、そういう、もう少しブレークダウンして、逃げるためには煙は来てはいけないのか、いや、煙は1立法メートル当たりこれぐらい来てもいいとか、何か物理的なデータというのは、今、あるのでしょうか。それとも、単に性能として極めて理念的な言葉だけで終えるものなのかというあたりが、将来的なイメージがつかめないのですけれども。これは、事務局ともに、ほかにご専門とされる委員の方からご意見があれば、賜れば幸いです。

では、まず事務局から何か。

【事務局】 きちんと資料を整理した形でご説明させていただいたほうがよいかもしれ

ませんが、基本的には、避難に関しましては避難安全検証法という1つの検証法がありまして、要するに煙との追いかっけっこをシミュレーションでしていただくわけですが、一定の覚知時間とかの間に避難ルートがずっと、一番足が速いのは煙なので、その煙に追いつかれないように逃げられるかどうかというのを検証することになります。それを確保するための前提条件として、例えばそこで煙と追いかっけっこをしている間に建物が崩れてしまっただけでは何の意味もありませんし、建物がゆがんだりすると、先ほどもありました石こうボードとかが外れてしまったりしますので、その期間にそのようなことが起きないようにというのが、1つ目のこの安全に避難できる通常ルートでございます。

そこに関してはある程度時間のようなものが、これまでも蓄積があって整理がされていますが、②のほうの逃げおくれた人の救助というところについては、正直なところあんまりきちんとした数字的な整理がまだされていないかなと考えてございます。ここについて、今回、実験等をやりまして、ある程度救助ルートみたいなのが確保できるのではないかなというのがありますので、その辺についてはもう少しさらに整理をしていきたいと思っております。

【部会長】 先生から何か。

【〇〇委員】 大体同じような認識でございます。避難については構造がしっかりしている限りは大体計算にのってくる話ですので、それは学校といえども、子供であるということだけは少し考えなければいけませんけれど、それ以上には特に特異性はないと思います。それで、学校で休み時間などに子供がわあっと校庭に行ったりするわけですので、階段等については、避難経路になるところについては大体、一般の建物に比べて避難上不利というのは特にないですね。ですから、それを踏まえたいと思いますが、先ほど事務局からも言われたように、救助活動の分、要するに消防が入って救助する分について、やはりまだあまりこれまで避難の中ではそこまで計算に入っていない面がありますので、消防の方のご意見なども聞きながら、どういうふうにするのかということも聞きながら検討しなければいけないと思っております。

【部会長】 はい、では。

【〇〇委員】 一般的に火災の話のときにどうしても構造と材料についての話が主要ですけれども、設計をやっている側からすると、計画的な判断というのがもう少し議論に入れて欲しい。大規模木造建築をつくるときに、比較的RC造を残したいところというのは水回りなのですね。防火性能上区画を必要とするときにも、そういうものを使うのですが。

今、学校の現場では、普通学級に障害を持つお子さんを受け入れているという動きがあつて地震や火災のときにどうやって避難させるかというのが、現場では結構大きな問題なんです。たくさんの子供たちを避難させなきゃいけない片方で、そういう特別な事情のあるお子さんだけを対応できるかどうか。そのときに、この中にもあるように、一時的に避難して、そういう救助が来るまで安全に保つというところは、私は、階段室は立て穴になっているので実はあんまり信頼していないところもあつて、こういうトイレとか水回りのコアで守られているところを避難の1つの拠点みたいな形で今後位置づけて積極的に評価する計画的な判断をもう少し織り込んだ、動きもあるんじゃないかと思っています。そういうところもあわせて検討なされる場があるといいなと考えているんですけど、いかがでしょうか。

【事務局】 具体的にこれから中身を検討していくことになりますので、ご意見を踏まえてまた引き続き検討したいと思います。

【部会長】 もう1点、しつこいようですけども。ということは4ページにある、学校に必要とされる性能とは、利用者というのか、学童、児童を安全に外に避難させればいいと、それが第一目標にあつて、それを担保するための要件が並んでくるという理解でよろしいですか。その要件をもう少しブレイクダウンするというのか、要件を各委員の中で、どうも共有しないといろいろな意見が収束するものが収束しなくなるというおそれがありますので、何というのか、ヒエラルキー的な要件を組み立てるといふ私からの提案はいかがでしょうか。防火の方は、何かそういう提案に対して、それじゃあできないよというのはありますか。

【〇〇委員】 いきなり仕様にいくわけではなくて、やはり大規模木造というのはこれまであんまりなかったということもあるわけですけど、先ほど、例えば避難をするのにまず構造が倒れたらお話にならないという話があつたんですけど、そういう意味のヒエラルキーは必要で、避難、それから救助活動をやっている間は構造はしっかりしている、つまり計算にのっとり避難とか救助もできればそれがいいと思いますけれども、そうできる前提を確保した上で、できるだけ計算なり、それから実験が必要なものにしても、こういうものって大体、部材とか何かを部材レベルで試験をして、それを予想して組み立ててつくるといふことによって、性能評価なり何なりというのが成り立ってくるものでありますので、そのような意味のヒエラルキーは、まさしく建築基準法上はそういう仕組みになっておりますし、そのようにやっていきたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。ほかに何か、ご提案はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、後で、多分事務局からご提案があると思いますけれども、これに関する意見はまた皆さん方から伺うということになっておりますので、続きまして、主にこの資料3の確認と適判制度について、先ほどあまりご質問もなかったのですが、こういった実態があるということから何かご意見等ございますでしょうか。先ほど〇〇先生からは、クライアント側の視点からの今の制度の実態把握というのがないので、そのあたりを少し考えてくれということだと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

【〇〇委員】 よろしゅうございますか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇でございます。お伺いします。資料の29、30、一番最後のほうのあたりですね。確認部門と適判部門の分離状況、独立性とかという資料でございますけれども、分離できない理由とか具体的状況についてのデータがございますが、根本的にその両部門は独立すべきであるという趣旨の流れのように読めるんですけども、国交省さんとしてはそういうご理解といたしますか、法制度的に、例えば法令や規則等でそういうふうに両機関を独立すべきであるというようなものが謳われているのでございましょうか。そのあたりをちょっとお伺いしたいのですが。

【事務局】 今は法律の仕組みで同じ物件の確認をした機関は別の機関に受けなきゃいけないというので、制度上は完全に独立をしているわけです。それを、仮に同じ機関でできないかという議論がございましたので、いわゆるこれ、組織上、法律上義務づけられているわけでは全然ありませんので、分離されていないから悪いということは全然ないですけども、現実には今の組織はどうなっているかというのを調べたのがこの29ページの図でございますが、これは現状だとお考えいただければと思います。

【部会長】 では、〇〇委員。

【〇〇部会長代理】 〇〇です。今に関連するのですが、例えばこの監視委員会を設置しているというのは、今の制度下における監視委員会なので、もしも、今の、さらに緩和するということで、同じ機関でできるようにするということになったとすると、おそらく監視する内容が変わってくるわけですね。その場合に、同じ機関で全然違う部署がやるんだっただらば、ある意味では今とあまり変わらない。そうすると、同じ部署でやってしまえるようにするというアイデアですということになるとすると、監視の内容というのは

まさに適正に判定ができるかどうかというところにはいかなきゃいけないくて、この監視委員会の意味が非常に重要になってくると思うんですけども、一方でそういう場合の監視というのはできるのかというのをちょっと伺いたいんですが。

というか、もしかしたらそれを議論しろということだとは思いますが、ここでの監視委員会というのは全く違いますよね。ですので、これが参考になるというよりも、そういうような仕組みをつくり得るかということをお聞きしたいということなのですよ。わかりました。済みません。

【部会長】 これは事務局に回答を求める筋というよりは、今、ちょうど〇〇先生からあったように、本日の議論はそういうところで、必ずしも皆さん個人の中で結論のあることを述べていただく必要はないと思いますので、どうなるのかなと、どういう方向に向かったらいいのかなというご意見をぜひ賜りたいと思います。

【〇〇委員】 よろしゅうございますか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇でございます。先ほど〇〇委員から、申請側の意見というような視点で何か取りまとめたものがありますかというお話がありましたけれども、申請側の意見になるかどうかわかりませんが、資料4をちょっとごらんいただけますでしょうか。

【部会長】 議事としては後にしようかと思っていたんですけども。

【〇〇委員】 そうですか。では、そのときでも結構です。

【部会長】 いや、いい折だと思しますので、資料4の委員意見についてということで、〇〇委員と〇〇委員から部会開催前に意見が提出されております。では、この4をもとに、今、〇〇委員から資料の紹介をしていただきたいと思います。

【〇〇委員】 今日、〇〇委員はご欠席でいらっしゃいますよね。

【部会長】 はい。〇〇委員の資料内容については、1ページですので、お目を通していただければおわかりになると思いますので、〇〇委員からの意見陳述をしていただきたいと思います。

【〇〇委員】 先ほどの〇〇委員のご意見も含めて、例えば〇〇委員の資料4の5ページをごらんいただくと、適判が果たしてきた役割は非常に大きいので、例えば、実務者団体等が現在の適判の審査対象云々という制度の見直しを求めるということには、文面にはありませんけれど、ある程度リスクがあるので維持することが必要かつ有用だというご意見をいただいていると思うのです。見直すという何かモチベーションがあれば、もう

それはヒアリングを行うなどして慎重にやる必要がある。関係者にヒアリングを行うなどをして、慎重に行う必要がある。このご意見、実は前回までのこの部会でも、特に〇〇委員からもいただいて、我々実務者も、この点、非常に重く見て、それを踏まえて資料4の私の意見を組み立てさせていただいております。最初にそれだけお断りしておきます。

資料4の2ページをごらんいただけますでしょうか。ここにあります(2)効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討の意見の1、ここが今のところのテーマに関して発言を求めたところでございます。構造適合性判定については、審査の適正化のために次のような提案をしたいと。

趣旨でございますが、実は構造の適判の仕組みができた時点では、現在建築士法改正によって構造設計1級建築士という制度が誕生しておりますが、この制度はなかったのですね。適判の仕組みができた後に、この構造設計1級建築士制度が誕生している。そういう前提に立つと、実は構造設計1級建築士の関与によって、申請側の能力はかなりアップしている。その点をぜひ含んでいただいて、ダブルチェックそのものの機能が申請側でもかなり有効に働いているという前提でお考えをいただけないかと。

どうも、先ほど見ていただいた〇〇先生のご意見にしても、今の制度で十分安全性や何かに寄与していて非常に成果が上がっているのに、何か例えば、審査の日数がかかるとか手間がかかるとか、実務者が、言葉が適切かわかりません、楽をするという意味で制度の改善を求めているということでは基本的にはないということをご理解いただきたいと思っております。

特に、意見1の細かくごちゃごちゃ書いてございますが、「また」以下ですが、エンジニアリングの場合には、同じ性能を確保しようと思うと、そういう目標に向けていろいろな技術的な方法があり得ると。それを事前に、事前相談というような形で十分ご理解をいただいたり意見交換ができたりすることによって、非常に申請側としても効率よく審査をしていただくことができるのではないかと考えておまして、この点も含めて、単純に同一機関でというよりは、事前相談機能が十分に機能するような仕組みに変えていただける、それが実は非常にありがたい部分だと。

そのようなこともあわせて、提案にありますように、決して適判員と確認検査員のダブルチェック機能というのを何とかしてくれと言っているのでは全くありません。そういう機能を十分残して、なおかつ、構造設計1級建築士の制度が誕生した現在では、構造設計1級建築士が確認したものに限っては、適判員を要する確認検査機関、同一の組織で確認

審査と適合性判定を審査していただけるようにならないかというのが一方法ではないかと。そして構造設計1級建築士が確認したものに限って、別の言い方をすれば、適合性判定機関の選択に制限を設けないような仕組みはできないかと。それによって、構造計算適合性判定、先ほど資料にもございましたけれども、審査等における地域格差みたいなものが現実にございます。その解消にもつながるのではないかと。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。ただいま、委員から意見がございました。それらを含めて、議論を進めていきたいと思えます。

ほかに何か。では、〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇です。24ページにある適合性判定員の実態に関わる資料につきまして、ご質問申し上げます。まずこの背景を見ますと、判定機関に常勤の構造計算適合性判定員の配備を義務づけ、審査時間の短縮を図るべきとあるわけですが、この24ページ以降の資料を拝見する限り、常勤の適合性判定員がおられると審査時間が短縮するかどうかはちょっとわからないような気もするのですが、読み方が足りないのでしょうか。

それともう一つ、ほとんどの場合実態としては非常勤に委ねているわけですよ、90パーセントでしたでしょうか。

【部会長】 事務局、今のご理解、いいですか。90パーセントが非常勤の判定員によって判定されているんですか。

【〇〇委員】 そうではないのですか。数だけの話ですか。

【部会長】 人数は確かに24ページの図ですけれども、実態として、誰が、常勤か非常勤がやっているかというのは、先ほど話にありましたように、常勤の方は年間にこなす件数が多いので、非常勤の方は非常勤でいるけれども1件も1年にやっていないという人もいますので、人数と件数とは別でございます。人数は24ページ。

【〇〇委員】 そうですか、それは理解いたしました。

【部会長】 事務局、件数は今、どこかにありますか。

【〇〇委員】 審査時間の短縮はいかがですか。

【事務局】 全体の件数の常勤と非常勤別は、アンケートで集計できていません。

【部会長】 ただ、人数の問題と件数の問題というのは、分けてお考えいただいたほうがいいと。

【〇〇部会長代理】 25ページに。

【部会長】 25ページですね。

【〇〇部会長代理】 判定件数。

【部会長】 25ページに判定件数があつて、これは常勤ですね。これ見ていただくように、常勤の方は非常に件数が多い。これに判定員の1割が、人数的には1割だと。非常勤の方は非常に、5件とかやっていると。人数といったときには、全体の9割以上いるということですから、そこから分析すると。

【〇〇委員】 そのこの部分はこれでよくわかりました。ただ、私の質問はむしろそこではなく、審査時間が今回のいろいろな実態調査の背景にあると見ておりますので、そういう意味において、常勤の方がやられるほうがほんとうに短くなるんですかというのが質問の1番目です。

【事務局】 そこについては今回、調査はできておりません。

【〇〇委員】 それともう1点。もともとこの適合判定制度をつくったときに、誰が適合判定をするかという問題があつたと思います。「私つくる人、僕食べる人」というふうに二分化する形、つまり専業で適合判定員をするほうが制度的に健全であるのか、それともお互いさまという論理でいく方がこの制度になじむか、という話があつたと思うんですね。それを考えずに、審査時間の短縮化だけをもって事を進めることに、ちょっと違和感を感じています。これはコメントでございます。

【部会長】 私からも言わせていただいでよろしゅうございませうか。〇〇委員の2番目の問題はまさに、私も申し上げたいと思つていたのですけれども、適合性判定がどういうシステムでやるのが一番いいのかという点だと思うのですね。我々、大学関係者は学術論文をお書きだと思つたけれど、投稿誌を大体ピアレビューという形で。ただ、ピアレビューする人たちというのはやはり、現役で論文を書いている人が当たるのが筋だと。ということでいくと、時間のかかる効率のいい適合性判定のためには専業的なのがいいんですけども、ほんとうにそれがピアレビューになっているかというピアレビューになっていない。ピアレビューであるためには、現状、設計に携わっている方が適判にも関与すべきだと。そちらを重点化すれば、時間というよりはむしろ非専業のほうを主に考えるべきだということも意見ではないかと思つた。私は、個人的には、どちらかという後者の意見に近いのですけれども、ただ。

【〇〇委員】 私もそうで、クオリティーコントロールのためにも、そのほうがいいんじゃないかとすら思つています。

【部会長】 ただ、効率化という点では、確かにこのデータ分析の結果を見ると、専業

者のほうがあんまり大きな課題を抱えなきゃという、例えば私、資料を見ていて、どこかに非常勤の場合は、申請者が適判にいろいろ意見を返してもなかなか非常勤だから月に1回しか来ないとか週に1回しか来ないとかという意味で、なかなか対応してもらえないという具体的なクレームというのか、意見が出ておりました。その意味からいくと、効率的な面でいくと、専業というのも捨て切れない制度かもしれません。ただ、これは問題として当然挙げておくべき問題ではないかと。ほんとうのピアレビューというのは、〇〇委員もご指摘のように、どのような体制でやるのが一番望ましいかというあたりはまだ残っていると思います。このような回答でよろしいですか。

ほかに何か、この確認と適合性判定制度のということについて、いかかでしょうか。

私からもう1点、実態についてですけれども、確認と適判をワンストップでやっはどうかというご提案も、これは前からずっとある話ですけれども、最後に確認と適判の制度的区分においては書かれていますけれども、適判の機関を設計者が選べないという実態ですね。これは法的には特にないんですね。確認機関が、ある申請に対してどの適合性判定機関で適判を、受検というのか受審をしてくださいというのは、あくまで要望の段階なのか、法的な根拠を持っているのかというあたりは、その点は今、いかがなんでしょうか。

【事務局】 法的には、今の制度は、適判機関を選ぶのはいわゆる主事さんなり指定確認検査機関が選びますので、いわゆる申請をされる側が選ぶことはできないことはないのですけれども、制度化はされておられません。実態上、事前相談などをこちら側からでもできるだけしてほしいというお願いをしていますので、その過程の中で、やはり事前相談をするためにはある程度相手がわからなければいけないというようなこともあって、ある程度希望を聞いた上でやっていただいているという実態があらうかと思いますが、制度上は先ほど申し上げましたとおり、あくまでも確認機関なり主事さんが選ぶということになっています。

【部会長】 多分、今の問題はワンストップ化と並行というのか、同列の問題として、設計者が判定機関を選択できない、それは制度的に確認機関もしくは民間確認機関が指定するのと、それから多分、数の問題も実態論としてはあると思いますね。だから問題点は、多分、この今日の資料の中での問題点は、その点はついていると思うんで、そのあたりも問題、今後どうあるべきかという議論のする1つの事項かもしれません。

【〇〇委員】 ちょっと。

【部会長】 では、〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇です。10ページの審査日数別を見ていたのですが、全体を見て日数が多い少ないというよりは、能力の高い人の組み合わせだともものすごく短い時間でできるし、能力の低い人は長い時間がかかるので、能力が低く、時間がかかる人をどうやって短くしようかという議論は、システム上の話ではないと思っております。

【部会長】 ごもっともなご意見でございます。できの悪いのに手をかかるというのは、当然時間もかかると。

【〇〇委員】 よろしいですか。〇〇ですけれども、13ページにあります、こういうのは実務をやっているとよく直面するのですけれども、設備1級建築士の資格を持っている行政庁の方があまりにもいなさすぎて、かなり高度な設備のときにものすごくレベルの違う話で確認申請がとまるということを多々経験してまして、これは今後どうされるのでしょうか。先ほど1級構造建築士のお話ありましたが、設備1級建築士のほうがもっと少なく、その方がしっかり計算されているものを、その資格を全く持っていない人が審査しているのが大半なんです。これ、なかなか大変な状況に今なっております。

ここも何とかしないとイケないだろうということと、もう一つは、18ページから19ページですけれども、適判機関の指定状況というのがあって、18ページから19、20にあって、その20ページなのですけれども、実際こんな差が都道府県によってあって、申請がなされても申請を受理しない13都道府県の理由が、これがほんとうに正しいかどうかということが検証されているかです。足りてますから受けませんよということが、ほんとうに実態として足りていないという判断がフェアになされているかと、このあたりは国交省として判断されているのでしょうか。

【事務局】 設備1級につきましては、今後の課題だと思いますので、少し実態ももしわかれば、また教えていただければそれも踏まえて調査をしたいと思っております。

それから、20ページのここは、ほんとうに純粋な意見を聞いたわけございまして、私どもとしては、可能な限り複数機関を指定をして、できるだけ滞りがないようにということは再三お願いはしております。ただ、権限自体は都道府県にあるものですから、強制ができないということの中で少しずつは改善されているのですけれども、依然としてやはり、限定的にやられているというところもあるというのは事実だと思います。この理由は正当かどうかということについては、必ずしも適正ではないということもあろうかと思っておりますけれども。

【部会長】 ありがとうございます。今日の配られているのは実態ですので、あくまで

この実態をご理解いただくということにさせていただきたいと思います。

ほかに何か、ご意見等、ございますでしょうか。では、〇〇委員。

【〇〇委員】 しつこい繰り返しになりますけれども、やはり今でた4人の委員の方の意見も、ほとんど申請者の立場の方からのもので、行政側の調査で意見と食い違って、そういうことをここに並べて議論しないといけないと思うのですね。特に、〇〇さんがおっしゃったように、適判と構造1級ができた前後関係とか、それは、〇〇さんがおっしゃったような食い違いが出てきますし、それから、〇〇さんがおっしゃったようなできのいい人たちの組み合わせとそうじゃないのと、この実態としてはいろいろなケースがあるわけですね。そういう制度の現状をしっかりと見ないといけないという意味では、申請者のほうの、今まで調べられたことも挙げて、正確に議論しないといけない。いろいろな不満が出ていますし、確認申請自身も民間開放してさまざまな意見が出てきているわけですね。そういう意味ではちょうどいい機会だと思いますので、ぜひともその申請者側の意見というのを、確認申請も含めて、ちゃんとやったほうがいいと思いますね。

【部会長】 いかかでしょうか。事務局としては少し……。

【〇〇委員】 〇〇でございます。申請者側で申しわけないのですが、1つやっぱりここで申し上げておいたほうがいいかなと思うのですけれども、我々実務者としては単に期間を短くしてほしいとか緩くしてほしいという気持ちは全くなくて、やっぱり適切な審査を、判断をしていただきたいという希望を持っています。そのときに、先ほど私、部門の独立性とか機関の独立性はどう求められているのかというご質問をしたのは、要するに別にする必要はないのではないのかというのが単純な疑問なのです。32ページにそれぞれの業務分担というのが書かれていますけれども、仕事はそれぞれ別でございますね。当然、適判側としては高度な構造計算の能力をお持ちの方がいらっしゃるわけですから、そういう仕事はそちらのほうで分担ということで、やはり1つの申請に対しては両者がよく協力して適切な判断をしていただくというのが本来の姿だと思いますので、そこからそれを分離するとか独立性というのはちょっと理論的にはよく理解できないところでございます。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。多分、今のご意見はワンストップ化ということに対する1つの方向性を提言されているというのか、述べられているものだと。

ほかに何か、ご意見等ございますでしょうか。本日は資料2と3について、まだご意見を伺うという段階にとどめて、皆様からご意見をいただきました。これで特になければ、

本日の意見交換は終了したいと思います。今後の進め方については、またちょっと事務局からのご提案もあるようでございますので、本日の資料2、資料3に関連する議題についての意見交換は終了したいと思います。皆様方にいただいた意見はちょっと事務局で整理をして、少し論点メモみたいな形で次回にご用意いただければと思います。

議事の2ですね。木造建築関連基準等のあり方、それともう一つの、効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方について、今申しましたように、本日フリーな意見交換をさせていただきましたけれども、改めて、これ、持ち帰っていただいて、今日、ほかの委員の方からも意見が出されましたので、それらを参考にしてご意見がある場合には、次回が5月に予定されていたと思います。その前段階の準備もありますので、ある一定の期間、2週間程度か3週間程度というあたりだと思います。これを設けて、意見をご提出いただくようにしたいと思います。それに関しては、フォーマット等の整理もありますので、後日、事務局から皆様方にご連絡をするということにさせていただきたいと思います。で、よろしゅうございますでしょうか。2と3、木造と確認制度、両方でございます。これについて、本日言えなかった意見とか、持ち帰ってみてよく見たらこの辺おかしいんじゃないかとかあると思いますので、そのあたりの意見を自由な形で、どういう形のフォーマットにするかは事務局にお任せというのか、事務局と相談して決めていきたいと思いますが。ある一定時間を設けて、皆様方からご意見を。ちょうど学期末とか年度末に絡んでおりますけれども、できれば5月の予定からいったら4月の頭ぐらいというのが時期になるかもしれません。そういったことは後で事務局から報告というのか、提案をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきたいと思います。先ほど申しましたように、年度末と学期末、卒業式だとかいろいろあると思いますけれども、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。最後に、今後の予定について、事務局からご紹介させていただきたいと思います。これは事務局から。

【事務局】 お手元の資料の5がでございます。次回以降、一応、取りまとめに向けて、このような方向でご議論いただいたらどうかなということで、次回5月20日は今日いろいろいただいたご意見、あるいは今後いただきますご意見を踏まえて、もう少し資料の整理をさせていただきまして、7回目、7月16日も時間をいただいております、決めさせていただきたいと思います。この辺から具体的な報告に向けた議論を進めさせていただきまして、9月に8回、できますれば9回目の11月ごろにつきましては報告案を提議を

して、ご議論をいただきまして、できれば年末ぐらいまで、場合によっては年をまたぐかもしれないませんが、それまでに報告を取りまとめていただければと考えております。以上でございます。

あと、追加で申し上げますが、5月20日までにこの先ほどのご意見の中でこういった調査も少し必要だということがあれば、ご意見としていただければそれも踏まえて追加の調査等はしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【部会長】 いつごろまででよろしゅうございますか。

【事務局】 どういたしましょうか。私どもとしてはできれば、追加調査等もございましたら時間をいただきたいものですから、2週間ぐらいで、例えば今から2週間後ですと4月1日になるんですが、それまでにご意見をいただければ、それを踏まえて資料の整理等を追加で行いたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

【部会長】 では、こういう提案をしてよろしゅうございますか。もし、〇〇委員のように、何らかの大幅な作業を伴うものについては、このようなことをやってほしいという要望を4月1日まで事務局に出すと。それから、もう1週間いただいて、2と3に関する一般的な意見、コメントについてはもう1週間猶予をいただいて、4月7日までに出すという。そのスケジュールについては、近々、事務局から各委員にブラックカーボンコピーでお送りするということにさせていただきたいと思ひます。ぜひ、いろいろな意見をご提示いただければと思ひます。よろしゅうございますでしょうか。

これで、以上をもちまして、本日の建築基準制度部会の審議を終了させていただきたいと思ひます。本日、どうもお忙しい中、ありがとうございました。

— 了 —